

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

「横浜市神奈川県調整会議、川崎市神奈川県調整会議（合同開催）」の結果概要について

資料 1 横浜市神奈川県調整会議、川崎市神奈川県調整会議（合同開催）議事概要

参考資料 1 横浜市神奈川県調整会議、川崎市神奈川県調整会議（合同開催）当日資料

参考資料 2 指定都市都道府県調整会議の設置について

令和2年12月8日

総務企画局

横浜市神奈川県調整会議、川崎市神奈川県調整会議（合同開催） 議事概要

1 日時

令和2年11月16日（月）16時30分～17時30分

2 場所

神奈川県庁 大会議場

3 出席者

黒岩 祐治 神奈川県知事

林 文子 横浜市長

福田 紀彦 川崎市長

4 協議事項 大都市行政について

(1) コンビナート地域の安全対策

- 県と両市は、高圧ガス保安法に基づく許認可権限の移譲を前提に、コンビナート地域の防災力の強化に向け、今後より一層の連携・協力を推進することを合意した。
- 具体的には、来年度より、職員の技術力、地域の防災力の強化のため、新たに職員の相互交流を実施するとともに、同地域における防災訓練や事業所への合同立入検査などについて連携を一層強化して実施する。
- また、同権限の移譲については、「県・市町村間行財政システム改革推進協議会」に新たに「検討部会」を設置し、住民の目線に立って、具体的な課題を協議する。

(2) その他

- 崖地の安全対策として、県と横浜市は、急傾斜地崩壊対策事業に係る事務の権限移譲について、住民目線に立って、今後協議を進めていくことを確認した。
- 行政サービスのデジタル化について、県と川崎市は、次期神奈川情報セキュリティクラウド（K S C）の整備に当たり、県と市町村が連携・協力しながら検討を進めていくことを確認した。

横浜市神奈川県調整会議、川崎市神奈川県調整会議 (合同開催)

次第

日 時 令和2年11月16日(月)
16:30 ~ 17:30
場 所 神奈川県庁 大会議場

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 協議事項 大都市行政について
 - (1) コンビナート地域の安全対策について
 - (2) その他
- 4 閉会

コンビナート地域の安全対策について

1 コンビナート地域を取り巻く環境等

- コンビナート地域は、高度経済成長期前から我が国の経済をけん引してきたが、近年、長期に使用されている施設が増加
- 国際化の進展や産業構造の変化に伴い、競争力の強化が求められる、企業の統廃合等が進み、保安に係る技術伝承が不足
- これに伴い、コンビナート地域での事故等が増加し、消防の出動件数も同様に増加



コンビナート地域の防災訓練



事故時の活動状況

(出典:川崎市消防局)

2 コンビナート地域における関連法の状況



3つの法律が関連

○ 高圧ガス保安法

- ・ 高圧ガス製造許可等の権限については、平成30年度に県から指定都市に移譲（ただし、コンビナート地域及び特定製造事業所については引き続き県が規制権限を保有）
※大阪府においては、事務処理特例により堺市に権限移譲済み

○ 石油コンビナート等災害防止法（石災法）

- ・ 石油コンビナート等防災本部の設置等を規定
- ・ 神奈川県知事が防災本部長、災害の総合調整機能を担う
- ・ 災害発生時は、防災本部長が現地本部（横浜市長、川崎市長が本部長）から情報収集、伝達が可能
- ・ 石油コンビナート等特別防災区域の災害防止のための計画策定

○ 消防法

- ・ 石油等の危険物を規制、横浜市、川崎市が規制権限を保有

3 高圧ガス保安法に関わる権限移譲の経過



年月	経緯
平成9年4月	地方分権推進に関する指定都市の意見 国・都道府県からの権限移譲が必要な事項として列挙
平成20年5月	地方分権改革推進委員会『第1次勧告 ～生活者の視点に立つ「地方政府」の確立～』 基礎自治体である市町村への権限移譲を行うべき事務の一つとして整理
平成25年6月	第30次地制調答申「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」 「都道府県の事務の指定都市に移譲されていない主な事務」として高圧ガス保安法が挙げられ、2 / 3 の道府県と指定都市が移譲に賛成であった。
平成27年1月	「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(閣議決定) コンビナート地域等を除いた形で、事務・権限を移譲する方針
平成27年6月	第5次一括法成立 別途政令によりコンビナート地域等を除いた形で移譲
平成27年	平成27年提案募集方式にて提案 道府県の事務処理特例条例による個別移譲は可能 (経済産業省 1 次回答)
平成30年4月	高圧ガス保安法に基づく事務・権限の指定都市への移譲

4 高圧ガス保安法について



(1) 高圧ガスとは

常用の温度において圧力が1メガパスカル（大気圧の約10倍程度の圧力）以上となる圧縮ガスや、0.2メガパスカル以上の液化ガス等

(2) 高圧ガス保安法の目的

- 高圧ガスによる災害防止のため、
- 高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱の規制
- 民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動の促進
- 公共の安全を確保

4 高圧ガス保安法について

(3) 高圧ガス施設の例

①製造事業所 圧縮機によるガスの昇圧等により、高圧ガスを製造する事業所



エチレン製造プラント
(出典：ENEOS(株)ホームページ)



LPガスボンベ充填所 (出典：(一財)エルピーガス振興センター「LPガスガイド(H29年3月発行)」)

②貯蔵所 容器等により、高圧ガスを貯蔵する事業所



容器置場 (出典：川崎市消防局)



貯槽 (出典：同上)

5 コンビナート地域について

(1) 所管地域

コンビナート地域（下記図の色付けされた地域）は、災害発生時にその被害が市域を越えて広域的なものとなるおそれがあることから、法令による移譲対象から除かれ、神奈川県が所管



※コンビナート地域の状況については、参考資料参照

5 コンビナート地域について

(2) 高圧ガス保安法、消防法の執行状況

○ 消防法上の危険物製造所は高圧ガス保安法上の製造事業所であることが多い。(高・危混在施設)

※危険物：火災発生の危険性が大きく、消火の困難性が高いものでガソリン・灯油・油性塗料等

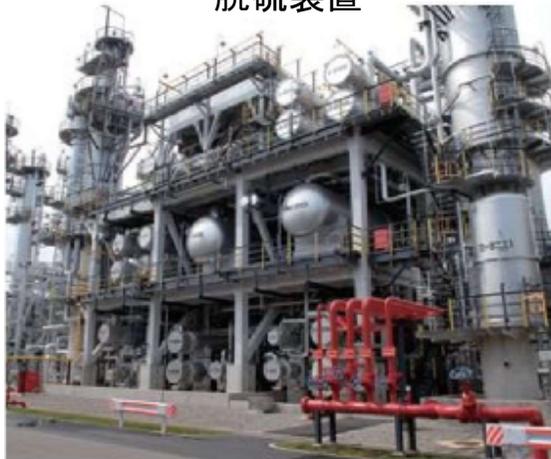
特定事業所※の内訳

※石炭法上のコンビナート区域において、石油や高圧ガスを多量に貯蔵・取り扱う事業所

	特定事業所	高圧ガスのみ	危険物+高圧ガス	危険物のみ
横浜市・川崎市	78	3	30	45

高・危混在施設の例 (出典：ENEOS(株)ホームページ)

脱硫装置



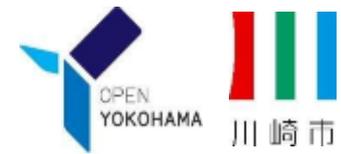
石油に含まれる硫黄分を、高温、高圧、水素雰囲気の下で除去する装置

蒸留装置



原油を沸点の差を利用して石油ガス、ナフサ、灯油等に分ける装置

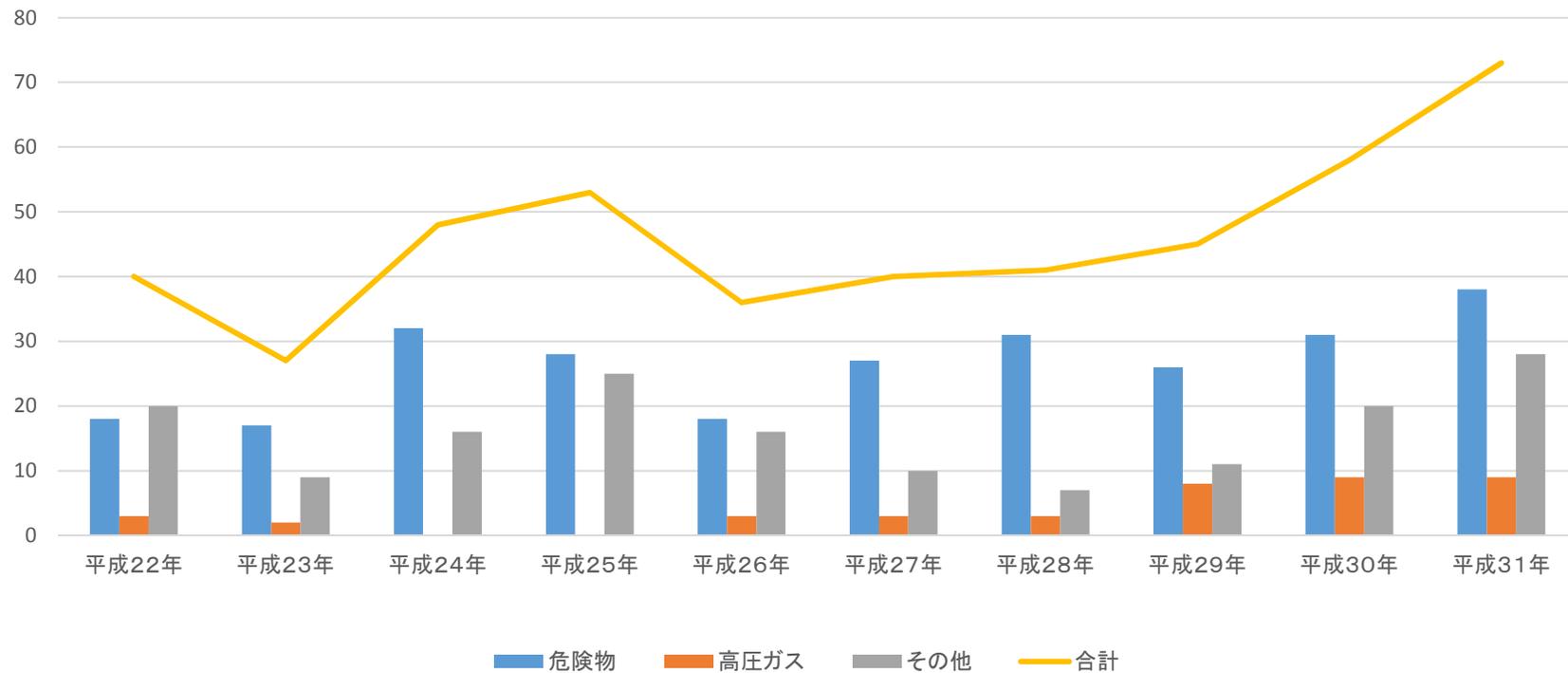
5 コンビナート地域について



○ 特定事業所において、事故発生件数が増加している。

特定事業所における事故発生件数

横浜市・川崎市の事故発生件数



5 コンビナート地域について

(3) コンビナート地域における消防の対応状況

- 災害規模に応じた出場計画の策定
- 消防艇の配備（各市2隻）
- 情報収集のための消防ヘリの配置
- 3点セット（大型（化学）高所放水車、大型化学消防車、泡原液搬送車）の配備（各市2セット）
- ドラゴンハイパーコマンドユニットの配備
 - ・ 総務省消防庁から横浜市へ貸与
 - ・ 応援協定の締結により、川崎市域への出場が可能



事業所の自衛消防隊と連携し、必要に応じて市域を越えた広域的な活動をするなど、コンビナート地域の災害に対応

許認可、規制の権限は県にあるが、事故発生時の現場対応は市が行っている。

6 高圧ガス保安法の権限移譲のメリット



○ 消防責任を担う横浜市、川崎市が、これまでの危険物の許可権限に加え、高圧ガス保安法の権限を併せて担うことにより、以下のメリットがある。

- ① 一体的な指導による保安体制の充実
- ② 申請窓口の一本化による事業者の負担軽減
- ③ 災害発生時の迅速かつ円滑な対応が可能
- ④ 横浜市、川崎市が現場対応を担うことで、神奈川県は石災法に基づく県域全体の総合調整等広域事務に専念することが可能



神奈川県域全体の安全性の一層の確保につながる

【情報共有】

- ・ 神奈川県高圧ガス・火薬類保安会議
（高圧ガス分科会、火薬分科会）
- ・ 石災法に基づく県市合同立入検査
- ・ 高圧ガス・火薬類に係る事故情報の共有
- ・ 高圧ガス自主保安事業所交流会等

【訓練、研修】

- ・ 神奈川県高圧ガス地震防災緊急措置訓練の実施
- ・ 神奈川県工業保安行政担当職員研修への参加
- ・ 神奈川県消防保安課（旧工業保安課）への研修職員派遣

指定都市都道府県調整会議の設置について

1 経緯

平成23年8月 第30次地方制度調査会が発足

平成25年6月 同調査会が「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」を取りまとめ、いわゆる「二重行政」を解消するためには、指定都市と都道府県が同種の事務を処理する場合等に適切に連絡調整を行う協議会を設置し、協議を行うことを制度化すべきである、と提言

平成26年5月 改正地方自治法成立・公布

⇒指定都市と都道府県の事務処理を調整するための協議の場として、平成28年4月1日に「指定都市都道府県調整会議」（以下「調整会議」という。）が設置されることとなった。

2 調整会議の概要

(1) 協議事項

指定都市と都道府県における事務の処理について協議を行う。

(2) 構成員

指定都市の市長（以下「市長」という。）と都道府県の知事（以下「知事」という。）で構成され、市長と知事は、必要と認めるときは、協議して、次に掲げる者を構成員として加えることができる」とされている。

- ・指定都市、都道府県の議会の議員のうちから選挙により選出した者
- ・学識経験者 等

さらに、協議事項が、教育など、市長又は知事以外の執行機関の権限に属する場合には、当該執行機関の関係者を構成員として加えるものとされている。

(3) 応答義務

地方自治法第2条第6項又は第14項*の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、市長又は知事は、協議を行うことを求めることができ、この場合、求めを受けた者は、当該求めに応じなければならないとされている。

(4) 会議運営

改正地方自治法に定める事項のほか、調整会議の具体的な運営等に関して必要な事項は、調整会議が定めることとされている。

(5) 総務大臣に対する勧告の求め

応答義務のある事務について協議を調えるため必要があると認めるときは、市長又は知事は、総務大臣に対し必要な勧告を行うよう申し出ることができる。この場合、勧告を求める者は、あらかじめ、その議会の議決を経なければならないとされている。

3 今後の予定

～平成28年3月 調整会議の運営方法等について県、横浜市及び相模原市と協議・調整

平成28年4月1日 改正地方自治法の施行に伴う調整会議の設置
(各指定都市と都道府県との間で設置)

※【参考】地方自治法（抜粋）

第2条（地方公共団体の法人格とその事務）

（1～5 略）

6 都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当つては、相互に競合しないようにしなければならない。

（7～13 略）

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

（15～17 略）

地方自治法の一部を改正する法律（抜粋）

（指定都市都道府県調整会議）

第252条の21の2 指定都市及び当該指定都市を包括する都道府県（以下この条から第252条の21の4までにおいて「包括都道府県」という。）は、指定都市及び包括都道府県の事務の処理について必要な協議を行うため、指定都市都道府県調整会議を設ける。

2 指定都市都道府県調整会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

- (1) 指定都市の市長
- (2) 包括都道府県の知事

3 指定都市の市長及び包括都道府県の知事は、必要と認めるときは、協議して、指定都市都道府県調整会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 指定都市の市長以外の指定都市の執行機関が当該執行機関の委員長（教育委員会にあっては、教育長）、委員若しくは当該執行機関の事務を補助する職員又は当該執行機関の管理に属する機関の職員のうちから選任した者
- (2) 指定都市の市長がその補助機関である職員のうちから選任した者
- (3) 指定都市の議会が当該指定都市の議会のうちから選挙により選出した者
- (4) 包括都道府県の知事以外の包括都道府県の執行機関が当該執行機関の委員長、委員若しくは当該執行機関の事務を補助する職員又は当該執行機関の管理に属する機関の職員のうちから選任した者
- (5) 包括都道府県の知事がその補助機関である職員のうちから選任した者
- (6) 包括都道府県の議会が当該包括都道府県の議会の議員のうちから選挙により選出した者
- (7) 学識経験を有する者

4 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、指定都市の市長又は包括都道府県の知事以外の執行機関の権限に属する事務の処理について、指定都市都道府県調整会議における協議を行う場合には、指定都市都道府県調整会議に、当該執行機関が当該執行機関の委員長、委員若しくは当該執行機関の事務を補助する職員又は当該執行機関の管理に属する機関の職員のうちから選任した者を構成員として加えるものとする。

5 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、第2条第6項又は第14項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、指定都市の市長にあつては包括都道府県の事務に関し当該包括都道府県の知事に対して、包括都道府県の知事にあつては指定都市の事務に関し当該指定都市の市長に対して、指定都市都道府県調整会議において協議を行うことを求めることができる。

6 前項の規定による求めを受けた指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、当該求めに係る協議に応じなければならない。

7 前各号に定めるもののほか、指定都市都道府県調整会議に関し必要な事項は、指定都市都道府県調整会議が定める。

指定都市都道府県調整会議

目的

- 指定都市と都道府県の二重行政の問題を解消し、事務処理を調整するための協議の場（改正法の施行により、いわば自動的に設置されていることになるもの）

協議事項

- 指定都市又は都道府県は、二重行政を防止するために必要であると認めるときは、調整会議における協議を求めることができる。
→ 指定都市又は都道府県は、協議を求められれば、応じなければならない。

【例】

- ・ 公共施設の整備（都市部に不足する介護老人福祉施設の整備など）
- ・ 同一の施策の調整（圏域の成長のための産業政策や中小企業支援策など）
- ・ 類似した行政分野の調整（ゲリラ豪雨対策としての河川整備と下水道整備など）

指定都市都道府県調整会議



指定都市の市長



都道府県知事

【構成員として追加可能な者】

- ・ 他の執行機関の代表者
- ・ 職員
- ・ 議会を代表する者として議会が選任した者
- ・ 学識経験者

協議を調えるために必要と認めるとき
総務大臣の勧告を求める申出が可能

総務大臣の勧告
（指定都市都道府県勧告調整委員
及び各省の意見を聴く）